

**平成30年度 地域づくり総合交付金  
地域づくり推進事業（一般事業・ソフト系事業）募集のお知らせ**

北海道釧路総合振興局では、管内の団体が地域課題の解決や地域活性化のために取り組む各種事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付します。

**対象となる事業**

イベント開催事業、広報普及事業、人材育成事業、調査研究事業、計画策定事業等  
 <事業区分>

区 分	対象事業
1 社会福祉事業	地域福祉推進事業
2 教育文化振興事業	地域文化振興事業 地域国際化推進事業
3 生活環境整備・地域づくり事業	地域環境サポーター支援事業 地域情報化推進事業 地域景観形成事業 地域環境保全・創造事業 地域間交流・連携事業 移住促進事業
4 スポーツ振興事業	スポーツ振興事業
5 観光レクリエーション振興事業	観光業の振興に関する事業
6 産業振興事業	地域特産品奨励事業 農林水産業の振興に関する事業 商工業の振興に関する事業 食関連産業振興事業 地域雇用対策に関する事業 新産業創造事業
7 省エネルギー・新エネルギー振興事業	省エネルギー・新エネルギー促進事業
8 地域防災力強化事業	地域防災・減災対策推進事業

<交付対象外とする事業>

- ・国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業
- ・専ら団体構成員のみを対象とする事業（視察、研修・大会の開催、サークル活動など）
- ・事業主体の経費負担のない事業
- ・専ら事業主体の維持運営を目的とする事業
- ・他の団体等に補助する事業（特に認める旨の定めがある場合を除く）
- ・営利を目的とする事業
- ・施設の維持管理を目的とする事業
- ・生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業
- ・その他総合振興局長が不相当と認める事業

**交付対象者**

管内でまちづくり活動などに取り組む団体（営利を目的としない団体）

**交付金の額**

交付金の額			交付率
上限額	下限額	単位	
300万円	10万円	10万円	交付対象経費の2分の1以内

## 交付対象外経費

- 賃金（事務補助に係るもの）及び職員費
- 食糧費
- 備品購入費（事業の実施に必要な不可欠な備品に要する経費と認められる場合は、当該事業の交付対象経費の5分の1を限度に認める場合がある。リース等の対応を推奨。）
- 用地取得費
- 工事請負費（事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合は例外的に対象とする場合がある。既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。）
- その他総合振興局長が不適当と認める経費  
※詳細は別紙「地域づくり総合交付金（ソフト系）歳出科目の例示」をご覧ください。

## 応募方法

### <提出書類>

- 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書
- 団体の規約（規約がない場合は、団体の活動概要がわかるもの）
- 団体構成員又は役員名簿
- 事業の詳細がわかる資料（事業企画書及び収支予算書）
- 継続事業の場合は、過年度の開催資料（活動概要やチラシなど）

### <提出先>

団体等所在地（又は事業実施地）の市町村企画担当課

提出期限 平成30年8月24日（金）まで（※各市町村企画担当課必着）

## 交付までのスケジュール（予定）

8月24日	事業実施概要書等の提出	市町村企画担当課に提出
9月上旬	ヒアリングの実施	必要に応じ、事業内容等についてヒアリングを実施
9月下旬	交付金内示の通知 交付申請書の提出 交付決定の通知	事業採択の可否や交付予定額を通知 釧路総合振興局に提出 交付申請書を審査し、交付を決定
事業終了後	実績報告書の提出 交付金の交付	事業終了後30日以内に提出 実績報告書を審査の上、交付金を交付

## その他

- 提出いただいた事業実施概要書等は、釧路総合振興局において審査の上、予算の範囲内で交付の可否を決定し、それぞれ要望団体等にお知らせします。
- 交付金を交付できない場合や、交付額が要望額を下回る場合があることをご承知おきください。
- 事業の実施要綱等は、釧路総合振興局のホームページに掲載しています。  
<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/tisei/koufukin/bosyuannai.htm>
- 当交付金を継続して交付できる期間は、3か年度です。

### お問い合わせ先

釧路総合振興局地域創生部地域政策課  
〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号  
TEL 0154-43-9143（ダイヤルイン）  
FAX 0154-42-2116  
e-mail kushiro.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp